

中小企業災害特別相談窓口

【開設時間】 平日の8時30分～17時（市役所）、9時～17時（商工会議所）。

【場所】 観光商業課、舞鶴商工会議所

【内容】 融資の相談や制度の案内

【対象】 被災を受けた商店などの中小企業

【お問い合わせ】 観光商業課（☎66・1024）、中丹広域振興局商工労働観光室（☎62・2506）、舞鶴商工会議所（☎62・4600）

自治会などが行う被災者支援活動に交付金

京都府地域力再生プロジェクト支援事業として交付

【対象団体】 町内会、自治会、自治連合会、NPO、PTA など

【対象活動】 土砂・がれきの除去、被災家屋の清掃作業など

【交付額】 対象経費のうち上限30万円以内

【申請方法】 申請書を10月31日(木)までに企画政策課に提出

【その他】 事業の実施状況がわかる資料（写真等）や経費に係る領収書の保管が必要

【お問い合わせ】 中丹広域振興局企画振興室（☎62・2031）企画政策課（☎66・1042）

電気料金などの特別措置

【対象】 家屋の全壊・半壊や床上浸水などの被害に遭い、特別措置の申し出があった人

【内容】 電気料金の支払期日の1か月延期、不使用月の電気料金の免除、工事負担金の免除など

【お問い合わせ】 関西電力(株)舞鶴営業所（☎フリーコール0800・777・8034）

NHK 放送受信料の免除

【対象】 半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信者

【期間】 9月～10月（2か月）

【お問い合わせ】 NHK 京都放送局営業部（☎075・823・1521）

日本学生支援機構の奨学金

◆緊急採用奨学金

【対象】 災害により家計が急変し、奨学金を希望する人

【申し込み方法】 在学している学校で

◆奨学金の減額返還・返還期限猶予

【対象】 災害により奨学金の返還が困難になった人

【申し込み方法】 所定の用紙を日本学生支援機構へ提出

【お問い合わせ】 ◆申し込みについて…在学する学校 ◆返還について…奨学金返還相談センター（☎0570・03・7240）

災害土砂の収集

土のう袋に土砂を入れて、道路に出してください。個別に収集しますので、土木課へご連絡ください。なお、土のう袋が必要な場合は土木課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 土木課（☎66・1049、66・1053）

台風 18 号罹災者支援特別緊急融資（京都北都信用金庫）

【対象】 個人の方

【内容】 被災からの生活再建にかかる資金

【融資額】 500万円以内

【利率】 1.0%（固定金利型）

【償還期間】 3か月以上10年以内

【取扱期間】 12月30日(月)まで

【その他】 別途、中小企業経営者向けの特別緊急融資（3,000万円以内、変動0.8%）もご用意しております。

【お問い合わせ】 京都北都信用金庫の最寄りの店舗に、お気軽にお申し出ください。

災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

【内容】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 3,000万円

【基準金利】 1.95%（国民生活事業、5年の場合）

【償還期間】 10年以内（据置2年以内）

【お問い合わせ】 日本政策金融公庫舞鶴支店（☎75・2211）

台風 18 号被災者緊急支援融資（株福井銀行）

【内容】 運転・設備資金

【融資限度額】 2,000万円以内

【償還期間】 5年以内

【取扱期間】 12月30日(月)まで

【お問い合わせ】 (株)福井銀行舞鶴支店（☎76・7788）

労働相談窓口

◆ハローワークでは次のような相談を受け付け

（☎75・8609）

◆被災された事業所の労働者に対する雇用保険の支給に関すること

◆災害の影響により離職された（される）方の再就職に関すること

◆労働基準監督署では次のような相談を受け付け

（☎75・0680）

災害の影響に関連した休業手当・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること

◆京都労働局労働保険徴収課では、次のような相談を受け付け

（☎075・241・3213）

被災された事業場の労働保険料の申告・納付に関すること

再生家具などを無料で提供

【対象】 全壊・半壊、床上浸水した世帯

【点数】 約80点

【展示と申し込み期間】 10月18日(金)まで（土・日・祝日を含む）の8時30分～16時30分

【申し込み方法】 所定の用紙（リサイクルプラザに備え付け）で。り災証明書の提示が必要。

【その他】 1世帯1点（多数の場合抽選）

【お問い合わせ】 リサイクルプラザ（☎64・7222）

学用品の支給

住家の全壊、半壊、床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して、学用品を支給します。

【対象品目】 ①教科書・教材

②文房具、通学用品、その他学用品

【基準額】 ①実費

②1人あたり小学生…4,100円以内、中学生…4,400円以内

【支給方法】 在籍の学校を通じて支給

【お問い合わせ】 学校教育課（☎66・1072）

農業災害ボランティアを派遣

【活動日時】 12月までの毎週土・日・祝日9時～16時

【派遣内容】 被災した農家が依頼する農地の復旧作業で人力で行えるもの。

【派遣人数】 5～10人程度（その他、相談に応じます）

【派遣の決定】 事前に現地を依頼者立ち合いの上、決定

【お問い合わせ】 まいづる農業災害ボランティアセンター事務局（農林課内、☎66・1023）

農業系事業ごみの処理

農業用使用済プラスチックについては、JA 京都にのくにご回収。有料。

【回収日時】 10月12日(土)、13日(日)10時～12時

【回収場所】 加佐運動場（岡田由里）に持ち込み（持ち運びしやすいよう5～15㎡程度にこん包）。

【回収プラスチック】 ビニール、マルチ、ダイオシート、塩化ビニールパイプ、シカ用プラスチック電気柵ポール

【申し込み方法】 JA 加佐営農経済センター（☎82・0094）へ申込書を提出。10月9日(水)までに申し込み。

【その他】 案内・申込書は準備が出来次第、各農事組合等に配布

【お問い合わせ】 農林課（☎66・1023）

幼稚園・保育所（園）の保育料を減免

【対象】 住居が全壊・半壊、床上浸水した方

【減免額】 全壊・半壊…全額、床上浸水…1/2

【減免期間】 9月～来年3月分

【申請手続き】 各幼稚園・保育所（園）を通じてお知らせ

【お問い合わせ】

幼稚園は、教育総務課（☎66・1070）

保育所（園）は、子ども育成課（☎66・1009）

水道料金の減免

【対象】

床下浸水以上の被害（全壊、半壊、一部損壊、給水管破損、床上、床下）が発生し、その事実が確認された家屋の使用者。または、避難所として使用した施設

【対象期間】 9月と10月分

【減免額】

前年同期の使用水量と比較して、超過した水量に係る水道料金

【お問い合わせ】 水道部業務課（☎62・1632）

下水道使用料の減免

【対象建物】

公共下水道地域で床下浸水以上の被害（全壊、半壊、一部損壊、床上、床下）が発生し、その事実が確認された家屋、または、避難所として使用した施設

【対象水量】 9月と10月分

【減免額】

前年同期の使用水量と比較して、超過した水量に係る下水道使用料

【お問い合わせ】 下水道総務課（☎66・1028）

被災住宅の応急修理

必要最小限の応急的な修理を市が実施します（所得制限有）。

【対象】 自ら修理することが困難で次の要件を満たす世帯

◆家屋が半壊か大規模半壊の被害を受けた

◆市営住宅などに避難していない

◆応急修理をすることで居住が可能になる

【支援内容】 1世帯52万円以内の修理

【申込締切】 10月15日(火)

【お問い合わせ】 建築住宅課（☎66・1050）

地域の神社や寺院の修理

台風で被害を受けた地域の神社や寺院の建造物などのうち、江戸時代以前に建てられたものを修理する場合は、教育委員会社会教育課（☎66・1073）へご相談ください。